

介護老人保健施設 であほうむ吉野

運営規定

第1章 総則

(事業目的)

第1条 医療法人 豊生会が設置する介護老人保健施設 であほうむ吉野（以下「施設と
言う。）において実施する施設サービスの適正な運営を確保するために必要な人員
及び運営に関する事項を定め、施設の医師、看護職員、介護職員、介護支援専門
員、理学療法士、栄養士、薬剤師、支援相談員等（以下「職員」と言う。）が要介
護状態の利用者に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この施設が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身
の状況、病歴を踏まえて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他
必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力
に応じ自立した日常生活を営むことを支援すると共に家庭復帰を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供
に努めるとともに、常に利用者の家族と連携を図るものとする。

3 前2項のほか「介護老人保健施設の人員、施設並びに運営に関する基準」（平成1
1年厚生省令第40号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 介護老人保健施設 であほうむ吉野

(2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町矢走666番地の6

第2章 職員及び職務

(職員の職種及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く

(1) 医師（施設長兼務）	1名	(6) 栄養士	1名以上
(2) 看護職員	7名以上	(7) 調理員	3名以上

(3) 介護職員	20名以上	(8) 薬剤師	1名以上
(4) 介護支援専門員	1名以上	(9) 支援相談員	1名以上
(5) 理学療法士等	1名以上	(10) 事務員	2名以上

(職務内容)

第5条 施設の職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。
- (2) 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 看護職員は、利用者の健康管理、医療補助、療養上の世話、リハビリや看護に従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の生活全般にわたる介護及び療養環境整備にあたる。
- (5) 介護支援専門員は、利用者に対する介護計画の作成及び処遇の企画調整を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、機能訓練、訓練記録の整備充実に従事する。
- (7) 栄養士は、献立の作成、栄養計算及び給食記録を行い、調理員を指導し給食業務に従事する。
- (8) 薬剤師は、薬の管理及び投薬指導等の業務に従事する。
- (9) 支援相談員は、入所者の生活指導、書面並びに入所者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (10) 事務員は、総務、経理及び事務業務に従事する。

2 夜間及び休祝日等の職務範囲、時間帯等。

- (1) 医師の施設内における対応時間帯 9時から18時(休日及び出張等を除く)。
- (2) 医師の不在時における職務代行は、看護師長並びにそれに準ずる者。
- (3) 医師不在時の職務代行者は、利用者の急変時にはすみやかに気道確保等の応急処置のみを行いつつ、医師に連絡をとり指示を受けるものとする。場合によっては、協力病院等に連絡の上対応を依頼する。
- (4) 夜間勤務体制4名。

(職員の資質維持)

第6条 施設は職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 維持研修 年1回以上

第3章 入所及び退所

(入所の定員)

第7条 施設サービスの定員は次のとおりとする。

入所 80名（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を含む）

なお、介護老人保健施設サービスは60名、ユニット型介護老人保健施設サービスは20名とする。

(入退所)

第8条 施設を利用できるものは、介護保険法による要介護認定の要介護度1から5に判定され以下の要件を満たす者。

(1) 病状安定期にあり、入院での治療を必要としないもの。

(2) リハビリテーション、看護、介護等の施設サービスが必要な者。

2 少なくとも3ヶ月に1度、施設サービス計画の見直しを行い、退所の際は利用者もしくは利用者の家族に対し、退所後の生活について適切な指導を行い、また退所後の主治医や居宅介護支援事業者に情報を提供し、引き続き医療、福祉サービスが適切に受け取ることができるよう連携に努める。

(受給資格等の確認)

第9条 施設は入所希望者から施設サービスの提供を求められた場合、利用者の被保険者資格の有無、要介護認定の有無、及び要介護認定の有効期間を必ず確認し、入所希望者が要介護認定の申請を受けていない場合は市町村への申請が行われるよう援助を行う。また、入所者については遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前に市町村への要介護認定の更新がなされるよう、必要な援助を行う。

2 入所希望者の病状が重いため、施設でのサービス提供が困難なときには、適切な病院、診療所等への紹介を行う。

(入所の際の同意)

第10条 施設は施設サービスの開始に際し、入所者又は家族に対し運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明し、同意を得なければならない。

(入退所の記録等)

第11条 施設は入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存するものとする。

第4章 利用者に対するサービス

(施設サービス計画の作成)

- 第12条** 利用者の介護目標を立てる際、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士、栄養士等で構成する会議を開催する。
- 2 施設サービス計画の作成は、利用者の心身の状態、適正、能力等を検討し、その自立目標と実施方法を総合的に判定する。
 - 3 施設サービス計画会議は施設利用の際は必ず行うものとし、その他少なくとも3ヶ月毎に開催するものとする。

(利用者に対する処遇)

- 第13条** 職員は、利用者と個別面談、相談の場を積極的にもち、常に利用者の立場になって温かく、親愛の情を持って生活指導を行うよう心がけ、日常生活を有意義なものとするようつとめるものとする。
- 2 利用者の処遇にあたっては利用者の年齢、性格、生活歴及び心身の健康状態を考慮して施設サービス計画を設定し、個々の利用者に適した処遇を行うようつとめる。
 - 3 利用者には教養、娯楽の時間を設けるとともに、自由に利用できる新聞・雑誌・テレビ等を備えて、社会適応性を助成するようつとめるものとする。
 - 4 施設は利用者1人につき一週間に2回以上入所者の心身の状態に応じ、入浴又は清拭を行うものとする。
 - 5 利用者の日常生活につき日課を定め、これを励行させるものとする。
 - 6 利用者が常に興味ある生活を送ることができるよう、環境の改善生活の向上を図るために次の行事をおこなう。
 - (1) 誕生会
 - (2) 花見、七夕、クリスマス会等季節的な年間行事等

(機能訓練)

- 第14条** 職員は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行うものとする。

(施設内の診療行為)

- 第15条** 施設内で行う医師の診療行為は次のとおりとする。
- (1) 利用者の身体状況に合わせ療養上必要な診療を行う。
 - (2) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握につとめ利用者またはその家族に対し、適切な指導を行う。
 - (3) 施設の医師は利用者の状況からみて、施設において自ら必要な診療行為を

提供することが困難と認めたときは、協力病院その他医療機関への入院の措置を講じるものとする。なお、その際診療状況に関する情報を提供し、責任を持って医療機関へ引き継ぐものとする。

(食事の提供)

- 第16条** 利用者には1日3回、朝食午前7時15分から午前8時、昼食午後12時から午後1時、夕食午後6時から午後7時、を食事時間とする。
- 2 給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養を含み、なおかつ調理にあたっては利用者の嗜好を考慮し、消化吸収の実をあげるようにつとめるものとする。
 - 3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。
 - 4 年中行事にあわせて献立を工夫し、季節に応じたものにする。

第5章 利用料

(利用料等)

- 第17条** 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証によりその1割または2割の支払を受けるものとする。
- 2 食費、居住費に関しては以下の通り徴収する。また、利用者負担段階（介護保険負担限度額認定証確認）により金額が異なるものとする。

利用者負担段階	居住費（居住の種類により異なります。）		食費
	多床室	ユニット型準個室	
第1段階	0円	490円	300円
第2段階	370円	490円	390円
第3段階	370円	1,310円	650円
第4段階	370円	1,640円	1,930円

(※1日当りの利用料金)

なお、外泊期間中であっても、居住費は上記費用がかかるものとする。

- 3 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養環境の提供を行ったことに伴い必要となる費用は、別表①を徴収する。
- 4 その他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用については、別表②を徴収する。
- 5 利用者の個人的依頼（私物洗濯、持ち込み家電使用、理美容、衣類リース等）

によりかかる費用については、別表③を徴収する。

- 6 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容、金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受けるものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第6章 衛生管理

（衛生保持）

第18条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

（衛生の管理等）

- 第19条** 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 この施設において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第7章 利用者の守るべき規律

（施設内禁止行為）

- 第20条** 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) ケンカ、口論等、他の利用者に迷惑をかけること。
 - (2) 指定した場所以外で喫煙等を行うこと。
 - (3) 鳥獣を飼育すること。
 - (4) 宗教や政治活動等をおこなうこと。
 - (5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
 - (6) その他この規則で定められていること。

（施設利用にあたっての留意事項）

第21条 利用者が施設サービス提供を受ける際、設備利用上の留意すべき事項については別表④に定める。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的（うち1回は夜間を想定）に避難、通報及び消火訓練を行うものとする。

第9章 苦情の対応

(苦情処理)

第23条 施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は提供した施設サービスに係る利用者からの苦情に関し支援相談の専門員として支援相談員を置き、いつでも相談又は意見を受付けるものとする。
- 3 施設は提供した施設サービスの提供に関し、介護保険法第23条の規定により行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は提供した施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

施設相談窓口	窓口担当者 支援相談員 利用時間 午前10時～午後6時 利用方法 電話 0747-54-3388 面談 施設1階相談室
行政機関その他	(1) 大淀町役場 ほけん課 奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090 0747-52-5501 (2) 奈良県国民健康保険団体連合会 奈良県橿原市大久保町302-1 0744-21-6822

第10章 雑則

(その他運営に関する留意事項)

第24条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人豊生会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

「この規定は、平成14年11月1日から施行する。」

「変更後の第17条は、平成17年10月1日から施行する。」

「変更後の第7条は、平成18年4月1日から施行する。」

「変更後の第23条は、平成20年4月1日から施行する。」

「変更後の第4条、第5条、第23条は、平成24年4月1日から施行する。」

「変更後の第4条、第5条、第11条、第17条は、平成26年4月1日から施行する。」

「変更後の第7条、第11条は、平成26年11月1日から施行する。」

「変更後の第17条は、平成27年4月1日から施行する。」

「変更後の第17条は、平成27年8月1日から施行する。」

別表① 特別な療養環境の提供料

	日額
一人部屋	3,000円(税抜)
二人部屋	2,000円(税抜)

別表②

日常生活費

基本料金	日額
おやつ代	150円
日用品費	205円
教養娯楽費	205円
小計	560円

別表③

その他費用

加算料金	日額
電気使用量(税抜)	20円
私物洗濯	300円
理美容	実費
衣類リース等	実費

別表④ 留意すべき事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出ることに。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得ること。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を申し出ること。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があるので注意すること。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外は禁止する。飲酒は禁止。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為は禁止。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにすること。